

2022 年 7 月 6 日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等への適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンド（サステナビリティボンドを含む）に投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等への適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等への適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が以下のいずれかに限定されており、且つ適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処している投融資。

- ①気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
(例：太陽光発電施設・設備、バイオマス発電設備、風力・水力発電施設など) への投融資
- ②企業の脱炭素社会への移行対応(例：自社のGHGの排出量を算定し、その削減目標を掲げ、達成に向けた計画を策定するなど、計画に即した取り組みを実施するために必要となる施設・設備) への投融資
- ③その他環境分野に関連する事業への投融資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会において、資金使途をグリーンローン原則およびグリーンボンド原則におけるグリーンプロジェクト事業区分に準じた形で策定しております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署である営業統括部サステナブルビジネス室がチェックし、また気候変動関連融資の審査部署である審査部が与信判断時にチェックのうえ、投融資を行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合する融資のうち、独立した第三者機関による外部評価を受けているものを対象としております。

以 上